今後の検討項目(第22回大阪府福祉のまちづくり条例調査検討部会の意見より)

便所

- ●非常時のための設備:聴覚障害者等への非常時の情報伝達方法(フラッシュライト等の光警報装置)の義務化について
- ●大人用介護ベッドの大きさの下限の見直しについて(現行 "義務 1.2m~"、"望ましい整備 1.5m~1.8m")

駐車場

●共同住宅等における居住者用駐車場区画への車椅子使用者駐車場の整備の義務化ついて

内装等

- ●レジカウンター前のレーンは、1レーンは車いす使用者が通れる有効幅員90mを確保の義務化について
- ●飲食店の固定席を設ける場合の割合(総客席数の 1/2 未満)の義務化について
- ●劇場、観覧席、演劇場、集会場又は公会堂の客席について、サイトラインの確保の義務化及び車椅子使用者用客席数の 見直しについて

その他

●万博「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン(UDガイドライン)」の内容を受けての改訂検討について